

平成23年1月28日
第2252号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（1・総合防災課）…………… 1

告示

○建設業の許可の取り消し（60・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 1

○建設業の許可の取り消し（61・由利地域振興局総務企画部）…………… 2

○道路の供用開始（62・雄勝地域振興局建設部）…………… 2

公告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（総合防災課）…………… 2

○土地改良区の合併の認可（北秋田地域振興局農林部）…………… 3

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十九年秋田県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(2)中「二百三十六万六千円」を「二百三十八万七千円」に改め、同表第三号(1)の表冬季の項中「六〇、五〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に改め、別表第一第六号(一)中「又は」を「若しくは」に改め、「資力では」の下に「当該住家の」を、「者」の下に「又は災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者」を加え、同号(二)中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同表第九号(三)中「十九万九千円」を「二十万千円」に、「十五万九千二百円」を「十六万八千円」に改め、同表第十二号(一)中「十三万七千五百円」を「十三万四千二百円」に改める。

別表第二第一号(一)中「二万二千三百円」を「二万四五百円」に改め、同号(二)中「一万六千四百円」を「一万六千二百円」に改め、同号(三)中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改め、同号(四)中「一万五千元」を「一万四千七百円」に改め、同号(五)中「一万七千二百円」を「一万七千三百円」に改め、同号(六)中「一万六千九百円」を「一万六千五百円」に改め、同号(七)中「一万五千七百円」を「一万四千九百円」に改め、同号(八)中「一万三千九百円」を「一万三千三百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第60号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年1月28日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成23年1月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社石田建設
大館市字鉄砲場76番地15
代表取締役 石田正美
秋田県知事許可（般-20）第3497号

3 処分の内容

造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年1月14日付で造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第61号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年1月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成23年1月20日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

S A T O K E N T I K U

由利本荘市二番堰249番地1

佐 藤 富二夫

秋田県知事許可（般-20）第80632号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年1月19日付で建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年1月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	108号	湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番7から字造石67番1まで

2 供用開始の期日 平成23年1月28日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年1月28日から同年2月10日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成23年1月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

秋田県消防防災ヘリコプター「なまはげ」（川崎式BK117C-1型回転翼航空機）点検整備（3600時間）1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県総務部総合防災課 秋田市山王三丁目1番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年12月28日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

セントラルヘリコプターサービス株式会社

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1

- 5 随意契約に係る契約金額
34,230,000円

- 6 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、平成23年1月21日土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年1月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 合併により設立された土地改良区
大館市土地改良区
- 2 合併により解散した土地改良区
大館市下川沿土地改良区
大館市釈迦内土地改良区
大館市花矢土地改良区
大館市土地改良区

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号